

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、鍛冶工として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、トラック荷台で荷物の積み込み作業をしていたところ、荷台上のエンジンウエルダー（溶接機）と車体との間に挟まれ負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、C病院に受診し、「左腓骨骨幹部骨折」と診断され、平成〇年〇月〇日、D医療センターに転医し、療養の結果、同年〇月〇日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、請求人の主訴に関して、各医学的見解を始めとした一件記録を精査したところ、請求人に残存する障害として検討すべきは、両下肢の神経系統の障害、左膝関節及び左足関節の機能障害、両下肢の醜状障害、右手母指の機能障害及び神経系統の障害であると認められる。

(2) 両下肢の神経系統の障害のうち、左下肢についてみると、E医師は、要旨、「左下腿外側に知覚鈍麻、常に痛みがある。X P（画像所見）上、骨折部の変形は認めない。」と述べ、他覚的神経学的所見は見当たらず、強度の神経症状について認めておらず、F医師も、要旨、「左膝疼痛残存。階段の踏み込み、持ち上げ動作等で痛みあり、疼痛による制限あり。」と述べるものの、他覚的神経学的所見を言及するには至らず、このほか、各医学的資料を始めとする一件記録においても、他覚的神経学的所見を認めるものではなく、当審査会としても、請求人の療養経過及び診断結果等から、請求人に生じた神経症状は障害等級第14級にとどまるとする監督署長の判断は妥当であるものと判断する。

また、右下肢については、G医師は「右下肢に後遺症の残存はない。」旨述べているところ、請求人は「右足は、押すと痛みがある。」旨述べるにとどまり、決定書理由に説示するとおり、圧迫時に疼痛を生じるとの主張であり、障害等級には該当しないものと判断する。

なお、請求人は、本件再審査請求の際、新たに左足薬指の痛みを主張するが、当該主張に係る医学的根拠は示されておらず、また、請求人のこれまでの主張内容、療養経過及び診断結果等に照らして、当該疼痛が本件災害により残存す

る障害であるとする旨の主張を採用することはできない。

- (3) 左膝関節及び左足関節の機能障害については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、E医師の測定結果から、患側の関節の可動域が、健側の3/4以下に制限されておらず、障害等級に該当しないものと判断する。
- (4) 両下肢の醜状障害については、E医師は、請求人の手術痕は手のひらの大きさには至らない旨を述べており、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、障害等級に該当しないものと判断する。
- (5) 右手母指の機能障害及び神経系統の障害については、決定書理由オに説示のとおり、可動域制限及び神経症状も認められず、当審査会としても、障害等級に該当しないものと判断する。
- (6) 以上のことから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であるとは認められないものと判断する。
- (7) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。